写

４消安第704号
令和４年４月27日

都道府県畜産担当主務部長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

みつばちの伝染性疾病の発生予防とまん延防止に向けた取組について

平素から家畜衛生の推進のご尽力いただきありがとうございます。みつばちの伝染性疾病の発生予防とまん延防止に向けた取組については、家畜防疫対策要綱（平成11年４月12日付け畜Ａ第467号農林水産省畜産局長通達）等に基づき対応いただいているところです。このような中、（一社）日本養蜂協会からの意見を踏まえ、今後、農作物等の花粉受精の用に供するみつばちの飼養者や近年増加している趣味等を目的とした養蜂者に対する花粉交配みつばちの伝染性疾病（腐蛆病を含む。）に係る検査、指導の徹底・充実が必要と考えています。

こうしたことから、みつばちの伝染性疾病の発生やまん延により発生地域の養蜂産業に甚大な影響が及ぼされることのないよう、下記について改めて適切に御対応いただき、みつばちの伝染性疾病の発生予防とまん延防止に万全を期していただくよう、お願いいたします。

記

１　農作物等の花粉受精の用に供するみつばちの飼養者や近年増加している趣味等を目的とした養蜂者も含めたみつばちの飼養・流通実態の把握と指導の徹底

みつばちの伝染性疾病の発生予防やまん延防止を徹底するためには管内のみつばちの飼養・流通状況を正確に把握することが何よりも重要である。管内の市町村や関係団体とも緊密に連携した上で管内のみつばちの飼養状況や流通状況を可能な限り把握するとともに、蜂群に異状が発生した場合の対応や使用後の巣箱の適切な廃棄の徹底など、養蜂者に対する指導を徹底すること。なお、指導に当たっては必要に応じて別添チラシを参考にすること。

２　みつばちの伝染性疾病の検査の推進

蜂群に異状が生じた場合の通報時の検査や家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条又は51条の規定に基づく腐蛆病の検査を推進し、みつばちの伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すこと。１の取組を踏まえ、農作物等の花粉受精の用に供するみつばちの飼養者や近年増加している趣味等を目的とした養蜂者の飼養するみつばちについても必要に応じて積極的に検査を実施すること。

（別添）

趣味でミツバチを飼育する方々へ

都道府県への飼育届の提出

★　趣味も含めミツバチを飼育する全ての者は、毎年１月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。（養蜂振興法第３条第１項、第14条）

★　セイヨウミツバチ、ニホンミツバチどちらも届出が必要です。

★　飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要であり、調整の結果次第では、飼育届のとおりに飼育できない可能性もあります。

ミツバチの飼育の際に気を付けること　注意

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者との
トラブルが起こる可能性があるので注意が必要です。

よくあるトラブル

刺傷事故

○　ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、理解を得ておきましょう。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

フンの被害

○　ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。

スズメバチ

○　秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

ふそ病やバロア症（ダニ）などの被害

○　適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症（ダニ）などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響を与えることがあります。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。また、異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所で検査を受けてください。

トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、ご自身で勉強するとともに、地域の養蜂関連団体に加入または相談する等、技術と経験を有する方々と情報を共有し、適切な対応を取るようにしましょう。

（問い合わせ先）
○○県○○課　　TEL：○○－○○○○－○○○○
農林水産省　畜産局畜産振興課　TEL：03－3591－3656

（ミツバチ飼育の技術指導手引書関係）
○○県養蜂組合　　TEL：○○－○○○○－○○○○
（一社）日本養蜂協会　　TEL：03－3297－5645

腐蛆病（ふそびょう）について

ふそ病

★　ふそ病はふそ病菌（アメリカふそ病菌・ヨーロッパふそ病菌）により発症する疾病で、家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡します。

←アメリカふそ病によって死亡した蜂児

感染していると棒を巣房に差し込み引き出すと糸を引いた状態になります。

↑ヨーロッパふそ病によって死亡した蜂児

写真:：（一社）日本養蜂協会より

感染予防

★　ふそ病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。盗蜂（ミツバチが他の巣の蜜を盗む行為）も感染原因となるため発生群の適切な処理が必要です。

バロア症（ダニ）について

バロア症

★　バロア症はミツバチの外部に寄生するミツバチヘギイタダニによる疾病で、届出伝染病に指定されています。寄生したミツバチを弱らせて養蜂業に経済的被害を与えています。

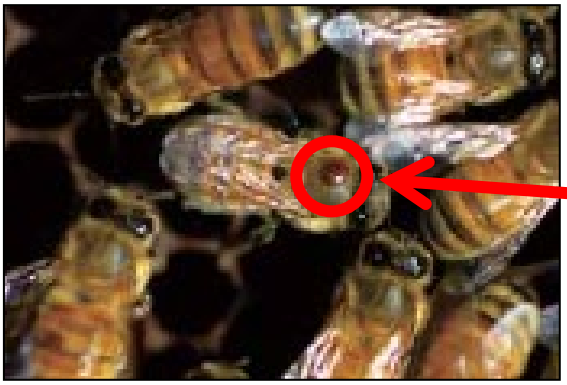

ミツバチヘギイタダニ

感染予防

★　感染予防には成蜂や蜂児の移動禁止などの管理対策が必要です。また、寄生したダニを駆除するため、殺ダニ剤による薬剤処理等の対策を行います。

◎　ふそ病やバロア症の防除技術など養蜂の飼養管理に関するマニュアル等の情報は以下のサイトに掲載されているので参考にしてください。
http://www.beekeeping.or.jp/technology

花粉交配用ミツバチの利用後は適切な処置を！

花粉交配用ミツバチを適切に扱い、伝染病のまん延を防止することで、持続的に養蜂と園芸生産を行うためのルールを紹介します。

ふそ病の検査を行わずに県外に出荷されるミツバチや、花粉交配に利用した巣箱が適切に処置されず、屋外に長期間放置されている事例が報告されています。

園芸農家の方へ

ふそ病検査済みのミツバチを購入しましょう

- **ふそ病検査証明書により陰性証明がされているミツバチ**の購入をお願いします。陰性証明がされていない場合、ふそ病をまん延させる恐れがあります。

ミツバチは適切に管理、使用後も適切に処置しましょう

- **花粉交配に使用したミツバチを放置しておくと、ふそ病やダニの感染源となる可能性があります。**花粉交配のために必要な時期が終わったミツバチは放置せず、**適切に返却・焼却**してください。
- 特に**露地栽培**で使用する場合、病気のまん延のリスクが高まります。
- 使用中にミツバチの様子がおかしいと感じた場合や、焼却に当たり、どうしたら良いかわからないなど、お困りごとがあるときには、購入又はリース元の養蜂家や家畜保健衛生所に相談してください。

農作物の作付規模に比べて著しくミツバチが多い場合や、通年飼育を行う場合には養蜂振興法に基づき、都道府県への届出が必要になります。

養蜂家の方へ

出荷の際はふそ病検査が必要です

ふそ病の病原体を広げるおそれのある物品の県の範囲を越える移出入については、家畜伝染病予防法第32条第１項により原則禁止されており、移出入にはふそ病検査証明書による都道府県の陰性証明が必要になります。

- **県外の園芸農家へ花粉交配用ミツバチを出荷する際には、お近くの家畜保健衛生所でふそ病の検査を受けてください。**
- また、使用後の適切な焼却・返却について、**園芸農家への周知**を徹底してください。
- 近年、ダニによる被害も深刻化しているため、出荷の際にはふそ病だけでなく**ダニのチェック**も行いましょう。

園芸農家にも知ってもらいたいミツバチの病気

➢ 腐蛆病（ふそびょう）について

ふそ病はふそ病菌（アメリカふそ病菌・ヨーロッパふそ病菌）により発症する疾病で、家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡します。

まん延防止対策

ふそ病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。盗蜂（ミツバチが他の巣の蜜を盗む行為）も感染原因となるため発生群の適切な処理が必要です。

←アメリカふそ病によって死亡した蜂児

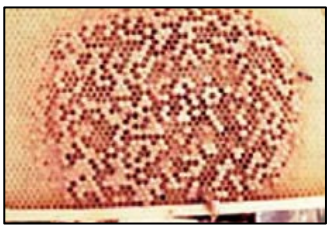

↑ヨーロッパふそ病によって死亡した蜂児

写真:（一社）日本養蜂協会

➢ バロア症（ダニ被害）について

バロア症はミツバチの外部に寄生するミツバチヘギイタダニによる疾病で、届出伝染病に指定されています。寄生したミツバチを弱らせて養蜂業に経済的被害を与えています。

まん延防止対策

まん延防止には成蜂や蜂児の移動禁止などの管理対策が必要です。また、寄生したダニを駆除するため、殺ダニ剤による薬剤処理等の対策を行います。

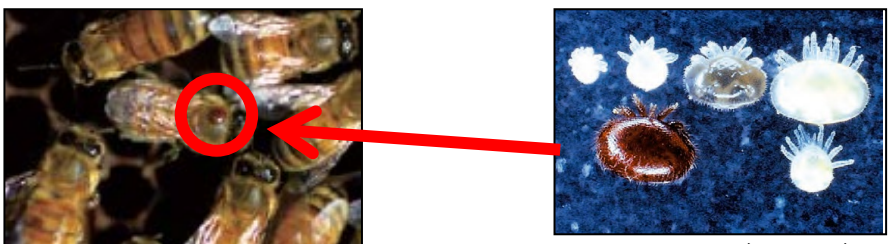

ミツバチヘギイタダニ

園芸農家の皆様へ

ミツバチの伝染病についての知識を持ち、利用時の伝染病のまん延のリスクについて正しく理解し、適切な管理と利用後の焼却や返却を心掛けましょう。
適切な処置が、花粉交配用ミツバチの安定確保、さらには園芸作物の安定生産につながります。

農林水産省
畜産局畜産振興課　TEL：03－3591－3656
農産局園芸作物課　TEL：03－3593－6496
消費・安全局動物衛生課　TEL：03－3502－8292

○○県○○課
TEL：○○-○○○○-○○○○

※園芸農家へ販売（貸付）する巣箱への貼付用シールの参考例としてご活用下さい

使用後のミツバチは確実に処置しましょう！

★　どのように処置したら良いかわからないなど、お困りごとがあるときには、以下の連絡先又はお近くの家畜保健衛生所に相談してください。

（販売（貸付）元）
〇〇養蜂園（電話）〇〇－〇〇－〇〇〇〇